



平成19年 2月
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台海岸出張所

亘理郡亘理町逢隈
田沢字砂押35-1
TEL 0223-34-6970

ごみをなくそう!!

山元海岸クリーン作戦

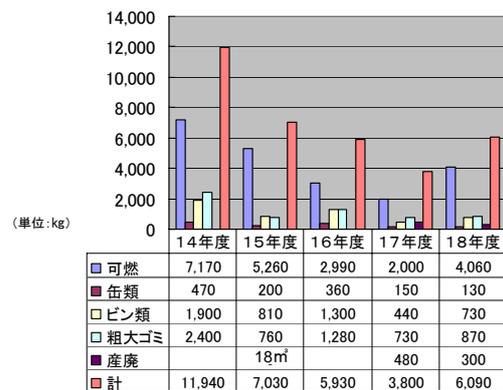
平成18年12月2日(土)実施



山元町は町の東部が太平洋に面しており、毎年12月第一土曜日に町役場主催で海岸漂着ごみの清掃をおこなっております。

今回は天候に恵まれ、町民の方など約540名が参加し、一般廃棄物5,790kg・産業廃棄物300kgの合計6,090kgものごみを回収しました。

● 5ヶ年のゴミ回収量の推移 ●



海岸のごみは、「河川から流れてきたもの」・「海外から漂着したもの」・「海岸で発生しているもの」に大きく分けられます。波浪の影響で漂着したごみがほとんどですが、今回のクリーン作戦では、冷蔵庫2台、テレビ3台などの粗大ごみも見つかりました。これらはいわゆる不法投棄と呼ばれているもので、人為的に捨てられたと思われるものがあることは残念です。

きれいな景色を守るためにも、ごみは捨てずに、小さなおみでも持ち帰るようにしましょう!!

今回参加された方は、本当にお疲れ様でした!!
みなさんのおかげで、清掃の後は虹も出て、とってもきれいな海岸の景色が広がっていました。

また、今回参加できなかった方も、海岸に限らず日頃からごみを捨てないで持ち帰り、自然景観を大切にする意識を持ち続けるよう、みんなで考えていきましょう!!



お疲れ様
でした!!





海岸キャラクター
チロちゃん

不法投棄は犯罪です!!

『誰も見ていないから...』『みんな捨てている所だから...』と捨てたごみ。前述の「山元海岸クリーン作戦」において、冷蔵庫やテレビなどの粗大ごみが見つかりました。廃棄物をみだりに捨てることは「不法投棄」と呼ばれ、立派な犯罪になります。

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。（第16条）」



もし、この規定に違反して廃棄物を捨てた人は、なんと...

**5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する!! (25条第1項第14号)**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を勉強すると、こんな怖い事が書いてあるんですね (>_<)

小学生には少し難しい法律用語ですが、決められた場所以外にごみを捨てなければ簡単に守れる法律でもあります。法律、そしてマナーを守るといった意味でも、不法投棄は絶対にやめましょう!!

せっかくの機会ですから、この法律についてももう少し勉強してみましょう。(*^_^*)

不法投棄されたごみ



海岸は
ごみ捨て場では
ありません!!



「廃棄物」とは？

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。（第2条第1項）

第2条の3には、国民の責務として、「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」とあります。

だれもが、ごみを出さないように努力して、やむを得ずごみを出すにも、きちんと市町村のごみ分別の処理方法に従いましょう。

第5条第3項には、「何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。」とあります。

もちろん、海岸をはじめ、さまざまな場所を汚さないようみんなで気をつけなければなりませんね。きれいな景色を守るには、汚さないという一人ひとりの気持ち・行動がとても大切ですので、ご協力をお願いします。

きれいな砂浜海岸をみんなで作っていきましょう!!



海岸を汚さないように何か良いアイデアなどがありましたら、仙台海岸出張所までお知らせください。



E-mailアドレス

sendai@thr.mlit.go.jp